平成３０年（フ）第２５４号
大阪府羽曳野市向野２丁目９番13号
債務者　米津　敬信
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
堺市西区鳳西町１丁76番地32　アルカンシェル402号、前住所東京都新宿区西新宿４丁目41番10―1003号
債務者　遠藤　有我
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
堺市北区東浅香山町３丁145番地１　浅香山団地７―203号
債務者　戸西　真一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９９号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目６番６号
債務者　藤島　　進（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０６号
大阪府松原市岡４丁目２番５号
債務者　正木　　信
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０７号
大阪府松原市岡４丁目２番５号
債務者　正木　智笑（旧姓中河内）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０８号
大阪府河内長野市市町1175番地　レ・セーナ109号、前住所大阪府河内長野市市町1175番地　レ・セーナ209号
債務者　小田代　茂
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１９号
大阪府松原市阿保３丁目17番12号
債務者　辻本小裕美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２７号
堺市南区茶山台２丁３番１―213号、申立時の住所堺市南区原山台１丁５番２―1121号
債務者　古賀富士男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２８号
堺市北区奥本町１丁216番地　田中病院、住民票上の住所大阪市生野区巽北１丁目２番15号　コーポ有楽４　105号
債務者　田中　清一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３２号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2247番地の３（208号）、前住所大阪府富田林市東板持町２丁目９番６号（103）
債務者　西川　士恭
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４０号
堺市中区土塔町91番地98
債務者　山根　澄子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４１号
堺市美原区北余部西３丁目３番５号
債務者　大西　　敏
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４４号
堺市中区八田北町10番地31　21棟109号
債務者　柴戸　智子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４９号
大阪府富田林市喜志町２丁目３番16号（405）
債務者　池邨ひとみ（旧姓小柿）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５５号
堺市中区八田西町３丁８番10号　坂口ハイツ103号
債務者　小川由紀子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５９号
堺市北区東浅香山町２丁57番地　クリスタルハイツ浅香301号
債務者　亀﨑　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係